

## 予算決算委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第63号令和2年度宇部市一般会計補正予算（第4回）について、付託されました予算決算委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果としては、本案は全会一致をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、「子ども」、「市民」、「事業者」、「行政」の4つの視点から施策を組み立て、編成をしたもので、歳出については、「子どもを取り巻く新たな日常に対応した環境づくり」、「市民・市民活動の新たな日常に向けた支援」、「事業者の新たな経済活動の確立」、「行政のデジタル化などの基盤整備」、に分類した上で、必要な経費を補正し、歳入については、歳出に伴う国庫支出金及び県支出金を補正するものです。

付託を受けた本委員会では、前期全体会において、関係部局から概要説明を聴取した上で、担当分科会に送付しました。

その後、各分科会での慎重なる審査を経て、後期全体会において、各分科会から、担当事項について審査経過の報告を受けました。

以下、各分科会からの報告の内容について申し上げます。

初めに、総務財政分科会についてです。

まず、国の第2次補正予算での新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、幾ら割り当てを受けているのかただしたところ、国から示されているのは約13億2,000万円で交付率は10分の10である。このたびの補正で約10億3,000万円を計上し、残りは9月以降に補正を行うこととしている。9月末の実施計画提出の段階では事業を幅広く取り上げ、取りこぼしのないよう国に提出していきたいとのことでした。

次に、ICT実用化推進経費について、マイナンバーカードを活用した高齢者おでかけタクシーシステム構築の目的と、ICT推進用タブレットの配備の詳細をただしたところ、いずれも国の補正を活用した新しい生活様式等の定着

に向けた支援を早期に実施するもので、マイナンバーカードの活用については行政の効率化と利用者の利便性の向上を図るものであり、タブレットについては高齢者お出かけタクシーに200台、介護認定審査員に150台、小規模事業者に150台の合計500台を配備するものである。

この事業は、市が、マイナンバーカードを活用するシステムを構築し、タブレットを一括購入して事業者に貸し付け、ICT化を推進するものであるとのことでした。

これに関連し、マイナンバーカードを取得している者には利用価値があるが、取得していない者は利用できないため、公平性が担保されないのではないかとただしたところ、システム構築に時間を要するため、今からカードを取得しても対象となることをPRするとともに、将来的には、様々な支援施策と合わせて取得を促進し、助成金等が平等に行き渡るよう十分周知を行っていききたいとのことでした。

なお、質疑の過程において、一部委員から、マイナンバーカードについては賛否がある中、その作成を必須とするような手法には問題があり、再検討するべきであるとの要望がなされたとのことでした。

次に、文教民生分科会についてです。

まず、文化施設管理経費について、渡辺翁記念会館及び文化会館のオンラインによる映像配信システムの導入とはどのようなものかただしたところ、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、両館の観客席数を50%に制限しているが、両館で開催される公演等を自宅などにおいても鑑賞することができるようにするため、映像配信機材を両館ホールに設置し、有料でオンライン配信する公演システムを構築、運用していくものである。当該システムを活用することにより、主催者は新たな形での収益確保が可能となり、また、チケットが購入できなかった観客には鑑賞の機会を提供することが可能となると考えている。

ウィズコロナ時代のニューノーマルとして、本市の文化芸術の振興に努めていきたいとのことでした。

次に、市民センター費のうち、市民センター及びふれあいセンター管理経費の補正内容についてただしたところ、これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、地域のICT環境整備を支援するためのものである。当該経費のうち、需用費については、各センターの窓口に飛沫感染防止パネルを設置するものであり、役務費については、地域活動のオンライン化を支援する通信サービス使用料である。

また、事業用器具費については、各地区にパソコン4台、タブレットを15

台から30台購入することとしており、これらのタブレットを地域に貸出し、地域運営組織等のウェブ会議などで利用してもらいたいと考えている。これからのICT社会においては、スマートフォンやタブレットを活用していくことは必要不可欠であると認識しており、今後も地域のデジタル化に取り組むこととしている。

また、本事業は、ふれあいセンターを拠点とした地域活動に活用してもらうためのものであり、総合戦略局の宇部市地域活動推進助成金とは重ならないように調整を行っていくとのことでした。

なお、質疑の過程において、一部委員から、パソコンやタブレットを地域に配備するだけでなく、それが有効に活用されるように、研修の実施等、地域への支援に努められたいとの要望がなされたとのことでした。

次に、図書館運営経費について、電子図書館の整備に取り組む理由をただしたところ、新型コロナウイルスの影響により、臨時休館を余儀なくされたこと、近年、若者をはじめとして、電子書籍の利用者が増加してきていること、また、昨年6月に施行された読書バリアフリー法に基づき、読書に不自由を感じている視覚障害者や高齢者のために、文字の拡大化や読み上げ機能が活用できる電子書籍による読書環境を整備していきたいことなどから、来年度に予定していた電子書籍の導入を前倒しし、このたびの国の第2次補正予算を活用していくこととしたものである。

現在、図書館向けの電子書籍は約8万コンテンツあるが、このたびは約4,000コンテンツの図書を購入する予定としている。これまでの紙媒体のほか、電子書籍についても利用状況を見ながら充実させ、市民誰もが読書を楽しめる環境づくりを行っていききたいとのことでした。

次に、産業建設分科会についてです。

まず、まちづくり推進経費について、株式会社にぎわい宇部の出資金の増資をなぜこの臨時会で行うのかただしたところ、新しい生活様式が問われている中で、民間企業としての事業拡大により経営基盤の強化を図るため、6月30日の定時株主総会の議決を受けた後の直近の議会がこの臨時会であったためである。また、平和通りの道路活用などの企画を進めていく予定があり、その支援を行いたいため、このタイミングとなったものである。

また、にぎわい宇部について、当初は中央町三丁目の再開発が主であったが、現在は常盤町周辺を主としてまちづくりを推進しているのかただしたところ、中央町地区のエリアマネジメントも進めているが、今は市役所周辺地区に軸足を置いて進めていきたいと考えているとのことでした。

次に、ときわ公園運営経費におけるデータベースシステムの構築について、

内容や活用方法をただしたところ、園内で活動する様々な事業者から収集する入園者等のデータをひとつのデータベースに集約するとともに、遺失物など即時に周知する必要があるものに対応するためのシステムであるとのことでした。

これに関連し、「新生活様式対応」とはどのようなことを指すのかただしたところ、今回導入予定のデータベースシステムについては、一般回線からアクセスが可能で、市職員も民間事業者も同じデータを使用できるようになることから、これによりリモートワークやテレワークを円滑に実現することができると考えているとのことでした。

次に、次世代型農業推進経費について、その事業内容をただしたところ、今後さらに効率的、効果的なスマート農業機器の導入を促進するため、支援の枠を拡大するものである。令和2年度において、これまで支援したものとしては、ハイブリッドのラジコン草刈り機、体への負担を軽減するアシストスーツなどがあるとのことでした。

次に、お茶包括支援経費について、事業内容及び委託期間をただしたところ、小野地区特産のお茶のブランド力を強化することにより販売促進につなげるもので、具体的には、茶園の景観やお茶を楽しむことができるイベントの実施やお茶を観光資源として活用するようなソフト面の充実、ハード面の整備などを考えており、提案公募により実施していく。

委託期間については、新茶の摘採時期を考慮して、令和3年度までの期間を想定しているとのことでした。

次に、住宅リフォーム等総合支援事業費について、助成金の補助率と遡及適用についてただしたところ、補助率の根拠としては、事業所のリフォームに対する助成金については、国や県の補助金の率に合せたものであり、住宅のリフォームに対する助成金については、緊急性がある事業で、利用促進を図る必要があることから、現行の健康・省エネリフォーム助成の補助率よりも引き上げて実施するものである。

また、補助事業の開始時点で既に感染症対策を実施している個人や事業者への補助の適用については、感染防止対策の一層の強化や消費と投資の促進を図る観点から、遡及は行わないとのことでした。

なお、「小規模事業者新生活様式対応支援補助金」及び「新しい生活様式に対応したリフォーム助成金」については、コロナ禍にあつて、個人や事業者が緊急の対応を求められた状況を考慮し、補助事業を開始した時点で既に対策を実施している方についても補助対象にすべきである旨、産業建設分科会の総意

として要望がなされましたので、申し添えます。

以上が、各分科会からの報告の内容です。

各分科会から以上のような報告を受けた後、討論の場において、次のような賛成討論がなされましたので申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の交付金などを財源に補正を行うものであり、予算全体としては、不十分さはあるものの、反対するものではない。

しかしながら、マイナンバーカードを活用した高齢者おでかけタクシー事業に関しては、第1に、マイナンバーカードを保有している高齢者とそうでない高齢者を制度的に差別するもので、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指す本市として絶対にあってはならないことである。また、これは、マイナンバーカードの普及促進への新型コロナウイルス感染症の政治利用に他ならない。

第2に、予算額について、システム構築として3,223万円、タクシーや介護認定審査員などに貸与を予定している500台のタブレット購入費として5,000万円が計上されているのに対し、実際のタクシー利用料に係る補助金は500万円で、対象者をわずか500人しか想定していない。これでは、本市の7月現在における75歳以上の高齢者の1.8パーセントしか対象にならないが、システム構築やタブレットの購入費を全額この補助金に使えば、高齢者の3分の1以上をカバーすることができる。

以上のことから、マイナンバーカードを活用した高齢者おでかけタクシー事業に関する見直しを強く要望し、賛成の立場での討論とする。

以上の討論がなされた後、採決を行った結果、本案については、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会に付託された議案第63号に係る審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、予算決算委員会の報告を終わります。